

名護市新設廃棄物処理施設
設計施工監理業務委託
委 託 仕 様 書

令和4年5月
沖 縄 県 名 護 市

目 次

第1章 総 則.....	1
1 業務の目的.....	1
2 業務委託の名称.....	1
3 業務の場所.....	1
4 計画施設の概要.....	1
5 業務の期間.....	1
6 業務の範囲.....	2
7 用語の定義.....	2
第2章 業務仕様.....	3
1 監理の基本原則.....	3
2 設計・施工管理体制.....	3
第3章 業務内容.....	8
1 設計監理業務.....	8
2 施工監理業務.....	8

第1章 総 則

本仕様書は、名護市（以下「本市」という。）が発注する名護市新設廃棄物処理施設建設工事（以下「新設工事」という。）に係る設計監理及び施工監理業務及びこれに付随する業務に適用する。

また、業務の遂行にあたっての基本的な内容について定めるものであり、本業務受託者（以下「受託者」という。）は、本仕様書に明記なき事項であっても本業務目的達成のために必要と思われる事項については、受託者の責において実施しなければならない。

1 業務の目的

本業務は、新設工事の請負者（以下「工事請負者」という。）が作成した実施設計図書等が、入札説明書、発注仕様書、技術提案書等（以下「入札説明書等の書類」という。）及び関係法令・基準等に適合・準拠しているか確認し、また、現場施工に関する安全管理、工程管理及び品質管理等が適確かつ入札説明書等の書類の内容の通りであるか確認を行い、新設工事が円滑かつ地方自治法に定める「契約の適正な履行をするため」に必要な監理、監督及び本市への報告を行うことを目的とする。

2 業務委託の名称

名護市新廃棄物処理施設設計施工監理業務委託

3 業務の場所

沖縄県名護市字安和地内

4 計画施設の概要

(1) ごみ焼却施設

施設規模：58t/日（29t/16h×2炉）

処理方式：ストーカ式

(2) リサイクルセンター

施設規模：5.9t/5h

(3) スtockヤード（リサイクルセンター内）

Stock対象：古紙類、古着、金属類、有害ごみ

(4) 余熱利用施設

(5) 付帯施設

管理棟、計量棟、草木貯留ヤード、車庫棟、小動物焼却炉、構内道路、駐車場、洗車場等

5 業務の期間

契約締結日の翌日から新設工事のしゅん工検査終了まで
（予定期間 30 カ月）

6 業務の範囲

(1) 設計監理業務

工事請負者が作成した実施設計図書等について、入札説明書等の書類及び関係法令・基準等に適合・準拠しているか確認し、本市が入札説明書等の書類で求める水準が反映される設計内容となるよう工事請負者に対する助言・指導を行い、その他、質疑応答の支援及び必要種類案の作成、工程管理、設計内容の検討と助言、成果照査及び設計調整等を行うものとする。

(2) 施工監理業務

工事の工程管理、品質管理、工事請負者間との調整、技術提案、関係者間の情報の伝達・保管等を行い、新設工事の実実施設計図書等及び入札説明書等の書類の内容の確保及び現場施工に関する安全管理、工程管理、品質管理等が適格に行われているかの確認及び指導を行う。

(3) 事務補助業務

その他会計検査対応及び補助金等適正化法対応のため補助金受給者としての必要な対策業務を行う。

7 用語の定義

(1) 監督員とは、本市が指名した職員等をいい、監理員とは、受託者が現場に派遣する技術者をいう。

(2) 調査とは、監督員の指示、承諾、協議、確認、手続きを必要とする事項について、監理員が事前に実施設計図書等と照合し、内容が適正であることを調べ確認することをいう。

(3) 指示とは、本市の発議により、監督員が受託者に対し、監督員の所掌事務に関する方針、基準、計画等を示し実施させることをいう。

(4) 確認・承諾とは、監理員が報告した件に対し、監督員が確認または承諾を行うことをいう。

(5) 協議とは、監督員と監理員が検討事項等について合議することをいう。

(6) 報告とは、監理員が工事の施工等に関する状況及び結果などを監督員に対し書面により報告することという。

(7) 立会とは、工事の施工上必要な指示、承諾、協議、検査及び調整を行うために監督員がその場に臨むことをいう。また、工事が実施設計図書及び施工図等の内容通りに施工されていることを工事現場、製作所、試験研究機関等においてそれぞれの段階において、監理員が立会い確認し、必要に応じて書類を作成することをいう。

(8) 手続きとは、監理員が作成、確認した書類のうち、監督員が必要なものについて各種手続きを行うことをいう

(9) 重点監理方式とは、設計・施工の各段階での監理員の配置方法のうち、現場に常駐せず、指示、助言又は監理を行うために必要な時間のみ現場で監理を行う配置方法をいう。

(10) 常駐監理方式とは、施工段階において、監理員を現場に常駐派遣して監理を行う配置方法をいう。

第2章 業務仕様

1 監理の基本原則

本業務は、次の基本原則により行うものとする。

- (1) 受託者は、契約締結後速やかに業務計画書を作成し、本市の承諾を受けるものとする。
- (2) 本市及び受託者の共同監理とし、監督員の補助業務とする。
- (3) 受託者は、工事の問題点を把握し、本市に対して適切な技術的助言を行うものとする。
- (4) 受託者は、工事現場に臨み、本市の意を体して厳正に工事を管理するものとする。
- (5) 工事期間中は、受託者は常に工事全般に係る疑義に応じられるよう、工事現場並びに入札説明書等の書類、建設工事建設請負契約書及び実施設計図書等に精通し、工事の進捗を促進するものとする。
- (6) 受託者は、工事請負者への指示事項はすべて書面をもって行うものとし、本市に速やかに報告するものとする。
- (7) 受託者は、本市及び工事請負者と常に密接な連絡体制を確保し、本市が申し出る会議等において十分な協議を行うなど、事業の進捗に支障のないようにすること。
- (8) 受託者は、本業務の遂行にあたり関連現行法令及び業務に関する諸規定を順守し、本業務の円滑な進捗を図ること。
- (9) 受託者は、業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならず、かつ、他の目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。また、コンサルタントとして、中立性を遵守しなければならない。

2 設計・施工管理体制

本業務において、設計及び施工監理を行う監理員の資格、配置条件等は次のとおりとする。また、総括責任者を除きそれぞれにおいて副担当を選任できるものとするが、資格要件は同様とし、副担当を置いた場合は、監督員に届け出なければならない。

なお、総括責任者及び副総括責任者は、受託者と1年以上の直接雇用関係にある者に限るものとする。

また、緊急時に備え、総括責任者については、迅速に対応できる体制が整っていることとする。

(1) 監理員

- ア 総括責任者
- イ 副総括責任者（土木建築担当責任者）
- ウ 副総括責任者（プラント担当責任者）
- エ 土木技術者
- オ 建築技術者
- カ 建築機械設備技術者
- キ 建築電気設備技術者
- ク プラント機械設備技術者
- ケ プラント電気計装設備技術者

コ 事務補助業務担当者

(2) 監理員の要件

監理員は次に掲げる資格及び経験を有する者とし、各監理員の兼任については認めない。

ア 総括責任者

業務の総括にあたり、全体の設計・施工監理を行うのに必要な経験を有し、技術士法で定める技術士（総合技術管理部門（廃棄物管理）（※）又は衛生工学部門（廃棄物管理）（※））の資格を有する者で、過去10年以内に国または地方公共団体（一部事務組合及び広域連合を含む）の発注した一般廃棄物処理施設（複数炉で構成される全連続又は准連燃焼式ストーカ炉の単独工事及びマテリアルリサイクル推進施設の単独工事若しくはその両方の併設工事）の新設工事に係る設計施工監理業務（設計からしゅん工まで）について複数の実務経験を有する者。

イ 副総括責任者（土木建築担当責任者）

土木建築関係業務の全体総括にあたり、土木建築全体の監理を行うために必要な経験を有し、一級建築士の資格を有する者で、過去10年以内に国または地方公共団体（一部事務組合及び広域連合を含む）の発注した一般廃棄物処理施設（複数炉で構成される全連続又は准連燃焼式ストーカ炉の単独工事及びマテリアルリサイクル推進施設の単独工事若しくはその両方の併設工事）の新設工事に係る設計施工監理業務（設計着手からしゅん工まで）について実務経験を有する者。原則として建築基準法第5条の6第4項に規定される工事監理者とする。

ウ 副総括責任者（プラント担当責任者）

業務の副総括及びプラント関係業務の全体総括にあたるなど、全体の監理を行うのに必要な経験を有し、技術士法に定める技術士（総合技術監理部門（廃棄物管理）（※）、機械部門又は衛生工学部門の廃棄物処理（※））又はRCCM（廃棄物部門）の資格を有する者で、過去10年以内に国または地方公共団体（一部事務組合及び広域連合を含む）の発注した一般廃棄物処理施設（複数炉で構成される全連続又は准連燃焼式ストーカ炉の単独工事及びマテリアルリサイクル推進施設の単独工事若しくはその両方の併設工事）の新設工事に係る設計施工監理業務（設計着手からしゅん工まで）について実務経験を有する者。

エ 土木技術者

技術士法で定める技術士（建設部門）又は建設業法で定める1級土木施工管理技士若しくはRCCM（土質及び基礎部門又は鋼構造物及びコンクリート部門）の資格を有する者で過去10年以内に国または地方公共団体（一部事務組合及び広域連合を含む）の発注した一般廃棄物処理施設（複数炉で構成される全連続又は准連燃焼式ストーカ炉の単独工事及びマテリアルリサイクル推進施設の単独工事若しくはその両方の併設工事）の新設工事に係る設計施工監理業務（設計からしゅん工まで）について実務経験を有する者。

オ 建築技術者

建築士法で定める一級建築士又は建設業法で定める1級建築施工管理技士の資格を有する者で過去10年以内に国または地方公共団体（一部事務組合及び広域連合を含む）の発注した一般廃棄物処理施設（複数炉で構成される全連続又は准連燃焼式ストーカ炉の単独工事及びマテリアルリサイクル推進施設の単独工事若しくはその両方の併設工事）の新設工事に係る設計施工監理業務（設計からしゅん工まで）について実務経験を有する者。

カ 建築機械設備技術者

建築士法定める一級建築士または建築設備士、若しくは建設業法で定める1級管工事施工管理技士の資格を有する者で過去10年以内に国または地方公共団体（一部事務組合及び広域連合を含む）の発注した一般廃棄物処理施設（複数炉で構成される全連続又は准連燃焼式ストーカ炉の単独工事及びマテリアルリサイクル推進施設の単独工事若しくはその両方の併設工事）の新設工事に係る設計施工監理業務（設計からしゅん工まで）について実務経験を有する者。

キ 建築電気設備技術者

建築士法で定める一級建築士または建築設備士若しくは建設業法で定める1級電気工事施工管理技士の資格を有する者で、過去10年以内に国または地方公共団体（一部事務組合及び広域連合を含む）の発注した一般廃棄物処理施設（複数炉で構成される全連続又は准連燃焼式ストーカ炉の単独工事及びマテリアルリサイクル推進施設の単独工事若しくはその両方の併設工事）の新設工事に係る設計施工監理業務（設計からしゅん工まで）について実務経験を有する者。

ク プラント機械設備技術者

技術士法で定める技術士（機械部門又は衛生工学部門の廃棄物管理（※））又はRCCM（廃棄物部門）の資格を有する者で、過去10年以内に国または地方公共団体（一部事務組合及び広域連合を含む）の発注した一般廃棄物処理施設（複数炉で構成される全連続又は准連燃焼式ストーカ炉の単独工事及びマテリアルリサイクル推進施設の単独工事若しくはその両方の併設工事）の新設工事に係る設計施工監理業務（設計からしゅん工まで）について実務経験を有する者。

ケ プラント電気計装設備技術者

技術士法で定める技術士（電気電子部門）、建設業法で定める1級電気工事施工管理技士又は電気事業法に定める電気主任技術者（第3種以上）の資格を有する者で、過去10年以内に国または地方公共団体（一部事務組合及び広域連合を含む）の発注した一般廃棄物処理施設（複数炉で構成される全連続又は准連燃焼式ストーカ炉の単独工事及びマテリアルリサイクル推進施設の単独工事若しくはその両方の併設工事）の新設工事に係る設計施工監理業務（設計からしゅん工まで）について実務経験を有する者。

コ 事務補助業務担当者

技術士法で定める技術士補（衛生工学部門）又は同等以上の資格を有する者で、廃棄物処理施設に係る国庫交付金申請等の業務経験を有する者。

※総合技術監理部門及び衛生工学部門における「廃棄物管理」制定以前の「廃棄物管理計画」及び「廃棄物処理」は同等とみなす。

(3) 監理員の勤務条件

監理員は、設計監理業務においては、重点監理方式とし、施工監理業務においては、重点監理方式及び常駐監理方式の併用にて実施するものとする。

なお、常駐監理方式は、下記の勤務条件で配置するものとする。

ア 勤務時間

常駐期間中の監理員の勤務時間は、原則として午前8時30分から午後5時15分までとする。

イ 常駐日数

常駐日数は、週5日とする。ただし、現場の状況又は業務計画書等により別に定める場合は、この限りではない。

(4) 技術者の変更

各技術者は、原則として変更は行わないこと。ただし、やむを得ず技術者を変更する場合には、その理由と新たに配置する技術者が、該当する資格要件を満たすことを証明する書類を本市に提出し、承諾を得るものとする。

(5) 提出書類

受託者は、次の書類を提出し、本市の承諾を得るものとする。

ア 業務着手時

- ・ 着手届
- ・ 工程表
- ・ 総括責任者届及び副総括責任者届並びに経歴書（資格を証する書類を添付）
- ・ 各監理員届及び経歴書（資格を証する書類を添付）
- ・ 業務計画書
- ・ その他発注者の指示する必要書類

イ 業務期間中

- ・ 業務日誌
- ・ 打合せ議事録
- ・ 改善、指示等報告書
- ・ 検査（材料検査、工場検査、施工確認、性能試験等）報告書
- ・ その他発注者の指示する必要書類

ウ 業務完了時

- ・ 完了届
- ・ 議事録一式（電子データ）

・ その他発注者の指示する必要書類

(6) 現場事務所

受託者は、工事請負者が提供する現場事務所（7名程度収容）を使用することができる。

受託者は、本業務に必要なパソコン、コピー機、FAX、インターネット等の機器、事務机、ロッカー等の事務関連備品等を設けるものとする。

(7) 業務の完了

本業務は、新設工事のしゅん工検査後、業務完了時の書類の提出をもって完了とする。

(8) その他

本仕様書に記載のない事項について、本市が業務上必要と認めた場合、受託者は本市との協議の上その業務を遂行するものとする。また、疑義が生じた事項については、本市と受託者との協議により決定するものとする。

第3章 業務内容

1 設計監理業務

工事請負者が作成する実施設計図書等が入札説明書等の書類の内容を確実に反映した設計となるよう確認、審査及び指導等を行うものとする。

(1) 業務の内容

業務の実施にあたり関係法令を遵守し、関係機関への申請、届出等の審査を行い、業務の円滑なる進捗を図り、また、実施設計図書の審査にあたっては、受託者は本市の施設計画意図を実施設計図書に反映するよう審査、指導を行うこと。なお、審査する実施設計図書は次のとおりとする。

- ア 土木関係（造成・外構等）実施設計図書
- イ 建築関係（意匠・構造・設備）実施
- ウ 建築機械設備関係実施設計図書
- エ 建築電気計装設備関係実施設計図書
- オ プラント機械設備関係実施設計図書
- カ プラント電気計装設備実施設計図書
- キ 実施設計図書に関する内訳書
- ク 工事仕様書及び工事工程表
- ケ 関係官公庁に対する許認可申請及び届出書類図書の審査
- コ その他必要な図書

(2) 打合せ会議

本市が要求する条件を実施設計図書に確実に反映させるための打合せを行うものとし、定例打合せ会議を原則毎月2回以上、監督員の立会いのうえ実施するものとする。なお、定例打合せ会議には総括責任者又は副総括責任者のうち1名は必ず出席するものとし、原則として受託者全体で2名以上参加するものとする。また、打合せ事項、指示改善事項等については、議事録を作成し、本市へ提出すること。

(3) 成果品

- ① 設計監理業務報告書
- ② 上記電子データ

2 施工監理業務

新設工事について、本市が要求する性能を満たす施設整備が行われるよう、入札説明書等の書類の他、実施設計図書、契約書、関係法令及び建設工事監理業務委託共通仕様書等の関係基準に基づき施工監理を行うものとする。

(1) 業務の内容

受託者は、次に掲げる業務において、工事請負者により作成される各種書類等と入札説明書等の書類及び実施設計図書との整合性の確認及び内容の妥当性、安全性等を審査し、建築物の質の向上と建築基準法に基づいた工事監理を行うとともに本市が承諾を行う際に必要な技術的指導・助言を行うこと。

- ア 各種施工計画書及び計画工程表の審査及び報告
- イ 施工管理体制の確認及び審査
- ウ 工事施工に関する関係機関へ提出する書類に審査及び協力
- エ 仮設計画書の審査及び報告
- オ 現場作業方法、工事用機械器具等の確認及び報告
- カ 要求水準書記載の準備工事期間及び工事期間中に工事請負者より提出される書類一式の審査及び報告
- キ 施工図、承諾図等の審査及び報告
- ク 材料、製品及び仕上げ見本等の選定の審査及び報告
- ケ 機器等製作要領書及び承認図・仕様書・計算書等の審査及び報告
- コ 製造所棟の検討及び報告
- サ 施工状況の確認と施工管理への助言
- シ 工事の安全衛生並びに災害及び公害防止に関する確認及び報告
- ス 工事実施状況及び進捗状況の把握と報告
- セ 材料検査、施工状況検査及び各種試験時の立会いと検査内容記録及び報告
- ソ 機器据付状況確認及び報告
- タ 工場検査
- チ 引渡性能試験、安定稼働試験立会い
- ツ 出来高検査
- テ 中間及びしゅん工検査時の立会いと検査内容の記録及び報告
- ト 発注仕様書記載の施工完了時に工事請負者より提出される書類一式の審査及び報告
- ナ 関係官公署による検査時の立会い及び報告
- ニ 工事請負者に対する改善事項の指示及び記録
- ヌ 工事請負者から提出される施工関係書類の確認及び審査
- ネ プラント整備工事監理に必要な業務
- ノ その他業務上必要となる事項

(2) 打合せ会議

毎週 1 回の週間工程会議を監督員の立会いのうえ実施する。なお、定例打合せ会議には総括責任者及び副総括責任者については、いずれか 1 名は原則出席するものとし、受託者全体で 3 名以上参加するものとする。また、打合せ事項、指示改善事項等については、議事録を作成し、本市へ提出すること。

(3) 施工監理業務の分担

監督員と監理員の業務分担は、原則として別表 1 業務分担表によるものとするが、業務遂行にあたり疑義が生じた場合は、両者で協議の上、業務分担を決定する。

(4) 成果品

- ① 施工監理業務報告書
- ② 上記電子データ

別表1 業務分担表

業務区分	監理員（受託者）			監督員（発注者）				備考
	立会	調査	報告	立会	調査	確認	手続き	
工事請負関係書類		○			○	○	○	
施工工程表審査		○	○		○	○	○	
施工監理日誌	○		○			○		
設計打合せ議事録	○		○			○		
実施設計図書審査		○	○			○		
交付金申請書審査		○	○			○	○	
建築確認書等審査		○	○			○	○	
関係官庁への申請・届出等審査		○	○			○	○	
改善指摘報告（実施設計審査等）	○		○		○	○	○	
施工計画書審査		○	○		○	○		
工事日報及び月報		○	○			○		
関係官庁及び地元折衝					○		○	
施工図及び承認図審査		○	○		○	○		
施工要領書審査（据付等）		○	○			○		
工事打合せ議事録	○		○			○		
材料検査簿	○		○			○		
材料照査		○	○			○		
材料検査	○		○	○		○		
品質管理調書		○	○		○	○		
品質管理試験	○		○	○		○		
施工検査	○		○	○		○		
重点検査・重点試験	○		○	○		○		
施工立会	○		○	○		○		
施工検査報告	○		○	○		○		
重点検査報告	○		○	○		○	○	
工場検査要領書審査		○	○			○		
工場検査報告書審査		○	○			○		
改善・指摘報告 （施行計画書・承認図等）	○		○	○		○	○	
設計変更等の報告		○	○		○	○		
出来高報告		○	○		○	○		
緊急処理		○	○			○	○	

別表1 業務分担表

業務区分	監理員（受託者）			監督員（発注者）				備考
	立会	調査	報告	立会	調査	確認	手続き	
解体材、発生材処理		○	○		○	○		
性能試験要領審査		○	○		○	○		
取扱説明書審査		○	○			○		
試運転報告書審査		○	○			○		
工事目的物の損害等		○	○		○	○		
しゅん工図書審査		○	○		○	○		
実績報告書審査		○	○		○	○		

※立会は、状況に応じて仕様の作成及び工事請負者の作成資料の確認を含むものとする。